斜里町合葬墓の手続き(概要)

○利用できる方

- ●申請者(手続きをする方) ①斜里町に住所または本籍がある人
- ●埋葬者 ①斜里町に住所または本籍があった人
- ●その他 ①斜里町の霊園から合葬墓に改葬する方

○使用料金

申請者が 町民 の場合 1体 10,000円

申請者が 町外者 の場合 1体 20,000円

いずれかに該当している方が利用できます

○注意事項

- ・合葬式墓地(合同埋葬)ですので、一度埋葬 された、<u>お骨は返還できません。</u>
- ・納入された使用料は返還できません。
- ・焼骨約700体分の広さがありますので、<u>すぐ</u> に受付終了とはならない見込みです。
- ・ご家族等とよく相談のうえ、決めてく ださい。

斜里町合葬墓の手続き

請 2019年 申 必要書類を添付し、環境課生活環境係に提出 1月10~ 申請書審査 許可書の交付 許可証と使用料の納付書を交付または送付します 使用料の納付 納付書に記載している納入窓口で納付してください 既に納骨堂や墓地に納めてある焼骨を改葬する場合は 改葬許可証の取得 該当の市区町村で改葬許可証の交付を受けてください。 また、町内の墓地から改葬する場合は墓地の返還手 墓地区画の返還 続きを行って下さい。 役場の担当(環境課生活環境係)と調整して決めま 納骨日時の決定 す。納骨日時は、原則として土・日・祝祭日を除く 役場開庁日の午前9時~午後4時の間です。 納 骨 2019年 「合葬墓使用許可書」「改葬許可証」「使用料納付書」を提示ください。

5月10~

斜里町合葬墓の手続き(生前予約の場合)

- ○必要な手続き
- ①合葬墓使用申請
- ②主宰者選定

- ○必要な書類
- ①合葬墓利用申請
 - · 合葬墓利用申請書
- ②主宰者選定
 - · 主宰者選定届

○注意事項

- ・生前予約は満65歳以上の方が申請できます。
- ・合葬墓利用申請書には、同意欄 があり原則、埋葬者から4親等 以内の親族2名の同意が必要で す。
- ・生前予約は使用許可日から20年間有効で、許可延長申請ができます。
- ・主宰者が変更となった場合は、届け出をお願いします。

※主宰者とは… 納骨を行っていただく方です。

斜里町合葬墓 生前予約手続き

合 葬 墓

申請 ^{様式第1号} 申請書審査 申請書の交付 計可書の交付

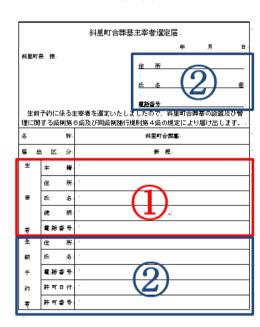
◆
使用料の納付

書き方(注意点)



- ①生前予約の場合は、申請者 と埋葬者が同一になります。
- ②埋葬者から4親等以内の方2 名の同意をお願いします。

様式第3号



- ①主宰者とは、納骨を行って いただく方です。
- ②申請者と生前予約者が同一になります。